

6. 設計に向けての条件整理

(1) 複合施設全体の設計上の条件

① 敷地条件

「(仮称) 西部地域複合施設整備基本計画」に示された敷地条件は以下の通りである。

所在地	豊島区千早2丁目39番地
敷地面積	5,699.79 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域
日影規制	基準日：冬至日の午前8時から午後4時 測定面：平均地盤面から4mの高さ 規制：5mを超える範囲は3時間、 10mを超える範囲は2時間
容積率	200%
建ぺい率	70% (角地加算10%含む)
防火地域	準防火地域
高度地区	東京都第二種高度地区
前面道路	北側：5.97m 東側：5.21m 南側：7.21m 西側：7.17m (道路台帳より)

② フロア構成

「(仮称) 西部地域複合施設整備基本計画」に示されたフロア構成は以下の通りである。

なお、これは今後の検討及び設計により変更する可能性があるものとする。



③ 文化拠点施設整備にともなう複合施設全体に係る設計の留意事項

本複合施設の文化拠点施設は、多様な学習ニーズに対応した場と機会を提供することから、さまざまな人々の利用に対応できる設備と、活動の様子がみえる開かれた施設を整備することが求められる。また、地域の歴史文化資源を次世代に継承する博物館施設を整備することから、適切な保存環境と展示環境を確保するために、文化庁の指針及び基準等に基づき施設・設備設計を行うことが必要である。

これらの考え方を踏まえ、文化拠点施設整備にともなう複合施設全体に係る設計の留意点を以下の通り挙げる。

なお、設計にあたっては、各施設の担当者と議論を重ねながら実施する。

a. 文化庁の指針

- ・ 建物は、耐火・耐震構造とする。
- ・ 建物に地下部分を設けた場合は、底盤に防水措置を施すとともに、外壁の防水措置は地下部分だけではなく地表面よりやや上まで施す。
- ・ 陸屋根の場合には完全な防水措置を施し、排水口の掃除などの維持管理が容易に行えるように考慮する。
- ・ 博物館施設が同一の建物内で他の施設と併設して設置される場合は、建築上、博物館施設の防火・防犯区画を画然とし、他の施設部分と隔離する。また、博物館施設専用の出入口を設け、作品・資料等の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないようにし、空調・電気・消火設備等が独立して機能するよう設計する。
- ・ 博物館施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置される場合は、上記事項を充足するとともに、文化的展観を行う専用施設として商業施設と隔離（避難通路を除く）し、出入口は展示施設の専用口とする。
- ・ 空調設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用し、防火・防犯設備は、人の安全と作品・資料の安全に配慮したものとする。

b. その他の留意点

- ・ 豊島区のかげがえのない財産である歴史文化資源を収蔵する本施設は、火災防止の観点から考えて、施設の熱源は全て電気式（オール電化）とすることを検討する。あわせて、効率的な熱源システムとして、電気式熱源に、太陽熱を利用した複合熱源システムの採用など、自然エネルギーの利用を検討する。また夜間運転にも対応できる蓄熱システムの採用を検討する。
- ・ スペースの有効活用、安定した温湿度管理、防音等を考え、吹き抜けは設けない。
- ・ 子ども、高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊婦等、さまざまな人々の利用が想定されることから、授乳室、救護設備、「だれでもトイレ」、バリアフリー等に十分配慮した施設整備を行う。
- ・ 生き生きと活動する人々の姿が見える、開放感あふれる工夫を施す。

- ・ 本複合施設は、旧平和小学校の跡地に建設される施設であることから、平和小学校の記憶を何らかのかたちで建築に継承する工夫を施す。
- ・ 廊下や階段、エントランス等の共用スペースは、必要とされる機能を確保しつつ、演出や仕掛けなどを施して面白みを出すなど、付加価値をつけることを検討する。

(2) 文化拠点施設の必要諸室等の設定

文化拠点施設の必要諸室等は以下の通りである。※体育館等の付帯施設は33頁(7)を参照。

	施設名	配置階案	
文化拠点施設	展示	歴史資料展示室 美術展示室 企画展示室(3分野共用) アトリエ村展示室 文学・まんが展示室	2階
	収蔵作業	歴史資料収蔵庫 美術品収蔵庫 文学・まんが資料収蔵庫 歴史資料収蔵庫前室 美術品収蔵庫前室 文学・まんが資料収蔵庫前室 物品倉庫(3分野共用) 展示準備室(郷土・美術共用) 展示準備室(文学・まんが)	
	調査研究	調査研究室・開架書庫(3分野共用)	3階
	事務作業	事務・学芸室(3分野共用)	
	書庫閲覧	学芸員作業室・閉架書庫(3分野共用) 友の会・ボランティアスタッフルーム(3分野共用)	
	開架閲覧	一般書コーナー 新聞・雑誌コーナー 行政資料コーナー 文庫本コーナー ヤング・アダルトコーナー 児童書コーナー お話し会会場・親子専用読書スペース 貸出・返却カウンター	3階
	事務作業	閉架書庫・倉庫 事務室 多目的室 選書・装備作業室 更衣室・休憩室 給湯室	
	貸室	防音室(大) 防音室(中) 防音室(小) 4室 会議室(中) 会議室(小) 3室 和室 調理実習室 美術室 陶芸室 陶芸窯室	
	サービス	給湯室(利用者用) 更衣室(利用者用) 貸しロッカー室	
	交流展示収蔵	パブリックスペース 区民作品等展示コーナー 倉庫	
その他の施設	作業	搬出入口・トラックヤード 荷解室 図書返却ポスト	1階
	事務	地域文化創造館事務室	
	収蔵	倉庫(標本収蔵等)	
	受付	総合窓口	
	交流	区民ひろば(集会室含む) カフェ サロン(談話室)	1階
	サービス	活動支援室 授乳室	
	事務	区民事務所 保健福祉センター	
	安全管理	警備・作業員控室	
		大気汚染測定室	3階
	健康づくり支援	保健所(健康づくり支援機能)	4階
	収蔵	倉庫 備蓄倉庫	地階

(3) (仮称) 芸術文化資料館の設計について

① 基本的な考え方

- ・博物館相当施設にふさわしい収蔵庫・研究室・展示室等を整備し、文化庁の指針及び基準等を踏まえ、作品や資料を安全に保存・公開できる施設と設備の設計を行う。
- ・学芸員の調査・研究の蓄積を、区民も自由に活用できる部屋を設け、区民が利用しやすい、開かれた博物館施設となる設計を行う。

② (仮称) 芸術文化資料館全体の設計に係る留意事項

文化庁の指針及び基準等を踏まえ、(仮称) 芸術文化資料館全体の設計に係る留意事項を以下の通り挙げる。

a. 諸室の配置設計に係る事項

- ・展覧区画、保存区画、管理区画を明確に分ける（各区画の動線に注意する）。
- ・収蔵庫・展示室等各部屋の配置にあたっては、作品・資料の移動を安全かつ機能的に行えるように、複雑な動線や段差、傾斜を避ける。
- ・収蔵庫・展示室は、適正な保存環境が保てる部屋とし、外部の環境から影響を極力受けにくい設計とする。また、地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面する位置に配置しないことが望ましい。
- ・諸室全体の面積を検討する際は、展示室・収蔵庫の広さを十分に確保することを考慮する。

b. 防火・防犯に係る事項

- ・防火・防犯区画は建築上画然とし、他の施設部分と隔離させる。
- ・作品・資料が置かれる部屋の防火区画は、個々に完全な独立区画とする。
- ・保存区画、管理区画については、防火・防犯に係る管理を十分に行う。
- ・消火設備の種類は、展示区画、保存区画、管理区画の環境に合せて、それぞれに適したものを選ぶ（保存中心の環境か人間中心の環境かによって消火設備を検討）。
- ・消火設備は、独立して機能するようにする。

c. 空調・照明等設備

- ・空調設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用する。
- ・空調・電気設備等は独立して機能するようにする。
- ・空調系統は、展示室と収蔵庫とに分離する。特に、収蔵庫の内部についても、作品・資料の材質等に応じて分離することが望ましい。
- ・収蔵庫の空調は、庫内だけではなく、二重壁内の空気層にも行うように配慮する。
- ・騒音・振動を発生する設備機器は、展示室及び写場の近くには設置しない。
- ・作品・資料が置かれる空間には、紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯などの紫外線を出さ

ない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、作品・資料の材質に応じて調光可能な装置を備える。

③ 展示室の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
歴史資料展示室	常設展示
美術展示室	所蔵品による展示
企画展示室（3分野共用）	企画展示等
アトリエ村展示室	郷土資料分野と美術分野をつなぐアトリエ村の導入展示
文学・まんが展示室	文学・まんがに関する資料等を展示

b. 設備等の留意点

- ・作品・資料の適正な保存環境が保てる展示室となるよう、文化庁の指針を踏まえ、収蔵庫と同一の保存環境を実現できるように設備等を整え、利用者の出入等により、展示室が著しい外部環境の影響を受けることがないように設計する。また、文化庁の指針を踏まえた空調・電気（照明）・消火・防犯・防火設備等を備え、外光の入る開口部は原則設けない（但し、「アトリエ村展示室」については、自然採光を検討する）。
- ・展示に適し、強化された壁面とし、震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする。
- ・壁面の高さをできるだけ確保し、2階の展示室は天上高5m（最低4.5m）とする（但し「歴史資料展示室」については、展示物にあわせて一部5m以上の天井高を検討する）。
- ・「歴史資料展示室」は、展示構成にあわせた造り付けの展示ケース及び可動式展示ケースを設置するものとする。その他の展示室は、原則、可動壁や可動式の角柱・可動式展示ケース（一部、造り付けの壁面収蔵の展示ケースも検討）を設置するものとし、壁面にはピクチャーレールを設置する。
- ・「アトリエ村展示室」については、部分再現や、既存ジオラマの活用等を検討する。また、「アトリエ村展示室」の動線は、「歴史資料展示室」と「美術展示室」との橋渡しとなるよう工夫し、加えて両展示室の導入となるようにする。
- ・「企画展示室」と「美術展示室」との関係は、一体的な展示室となるよう、可動間仕切り等によって面積を調節可能なものとする。
- ・「文学・まんが展示室」は、同じフロアの図書館から活動内容が見えるよう工夫をする。

④ 収蔵庫等の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
歴史資料収蔵庫	資料の保管
美術品収蔵庫	美術作品の保管

文学・まんが資料収蔵庫	資料の保管
歴史資料収蔵庫前室	・収蔵庫の環境を安定させる部屋
美術品収蔵庫前室	・借用作品の一時保管と作品・資料等の撮影場を兼ねる
文学・まんが資料収蔵庫前室	
物品倉庫（3分野共用）	刊行物、消耗品等の保管
展示準備室 (郷土資料・美術分野共用)	・展示準備を行う部屋 ・展示資材（可動式展示ケース・展示パネル・角柱・スポットライト・梯子・椅子等）を保管
展示準備室（文学・まんが分野）	

b. 設備等の留意点

- ・作品・資料の適正な保存環境が保てる収蔵庫・前室となるよう、各分野独立した部屋とし、文化庁の指針を踏まえた空調・電気（照明）・消火・防犯・防火設備と、扉・壁・床を備える。
- ・文化庁の指針を踏まえ、収蔵庫と前室は、機能を果たす十分なスペースを確保する。また、収蔵庫は、庫内の出入り口付近のスペースは広くとる。
- ・文化庁の指針を踏まえ、各収蔵庫・前室・展示準備室は、外光の入る開口部を設けない。
- ・前室は、収蔵庫外の影響が庫内に直接及ぼないようにするため、各分野の収蔵庫の入口前に配置し、収蔵庫と同一の保存環境を実現できるように設計する。
- ・2階の収蔵庫と物品倉庫は、天上高 5m（最低 4.5m）を確保するとともに、中2階または積層棚を検討し、スペースの有効活用を図る。なお、収納棚は、文化庁の指針に基づき、空調の吹出・吸込口の位置を考慮して配置する。
- ・収蔵庫は、収蔵品のサイズや保管方法に合せて、移動式ラック（床、または天井にレールが必要）や収納棚を検討する。
- ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする。特に収蔵庫は、作品・資料の重量を考慮し、十分な床荷重をとる。

⑤ 調査・研究室等の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
調査研究室・開架書庫（3分野共用）	3分野のレファレンス・資料検索・専門書等の開架・閲覧
事務・学芸室（3分野共用）	・職員の事務室、学芸員の調査研究室、館長室 ・打合せスペース、休憩室・給湯室、更衣室含む
学芸員作業室・閉架書庫（3分野共用）	・学芸員の作業室、閉架書庫、作品・資料等の撮影場、打合せスペース
友の会・ボランティアスタッフルーム（3分野共用）	友の会・ボランティアスタッフの作業室及び控室

b. 設備等の留意点

- ・文化庁の指針を踏まえ、作品・資料を取り扱う場所である「学芸員作業室・閉架書庫」は、温湿度・照明が収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。
- ・「調査研究室・閉架書庫」と「事務・学芸室」との関係は、見通しがよく、お互いの活動が見えるよう隣接させる。
- ・「学芸員作業室・閉架書庫」は、効率的な作業の流れを考慮して「事務・学芸室」と隣接させる。

(4) 図書館の設計について

① 基本的な考え方

- ・ 地域図書館として、高齢者、乳幼児、児童・生徒等をサービス対象の中心に据える施設とし、バリアフリー等に十分配慮する。
- ・ 同フロアに併設する「文学・まんが展示室」を考慮し、観覧・閲覧・貸出といった利用形態の違う動線を整理し、機能的で利用しやすく、かつ管理しやすい設計とする。

② 開架・閲覧・貸出・返却スペースの設計に係る留意事項

a. 諸室等の構成

諸室名	主な用途
一般書コーナー	開架・閲覧
新聞・雑誌コーナー	
行政資料コーナー	
文庫本コーナー	
ヤング・アダルトコーナー	
児童書コーナー	
お話会会場・親子専用読書スペース	お話会会場（30～40人収容）
貸出・返却カウンター	<ul style="list-style-type: none">・主に図書の貸出業務・簡易なレファレンス機能も含める
図書返却ポスト	<ul style="list-style-type: none">・館外から返却図書を投函するポスト（館内側に、返却図書をストック）

b. 設備等の留意点

- ・ 書架間は車椅子対応可能な通路幅を確保し、閲覧席数は、現在の千早図書館の席数である123席以上とする（一箇所に集約せず、館内にふりわけて配置）。
- ・ 開架・閲覧の諸室は、震動を吸収し、耐久性及び強度のある床を整備するものとする（図書館資料の重量を考慮し、十分な床荷重をとる）。また、防音（足音の吸収）設備、温湿度調整が可能な空調設備、人と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備を備える（消火設備の種類は要検討）。
- ・ 「児童書コーナー」は、子どもの背丈に合わせた低い書架を設置するものとし、子どもの声が館内に響かないよう、仕切られた空間とするが、死角ができないようレイアウト等に配慮する。
- ・ 「お話会会場・親子専用読書スペース」は、1クラス（30～40人）を収容できるスペースを確保するものとし、子どもたちや親子が落ち着いてゆったりと読書できる空間とする。あわせて「児童書コーナー」から「お話会会場・親子専用読書スペース」の活動が見えるように工

夫する。また、防音設備を備え、震動を吸収する床とする（階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする）。

- ・図書館資料の盗難防止のため、ICタグによるチェックゲートを貸出・返却カウンターの近くに設ける（入口は1か所に絞り、「文学・まんが展示室」の観覧者の利用者動線も考慮して整理する）。
- ・「図書返却ポスト」は、閉館後も館外から図書を投函できる場所（壁面）に設置する。
また、館内側に、返却された図書をストックできる場所を確保する（年末年始に大量の返却図書あり）。

③ 閉架書庫等の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
閉架書庫・倉庫	・閉架図書の収蔵 ・除籍図書等の一時保管、消耗品・展示装飾品等の保管

b. 設備等の留意点

- ・温湿度調整が可能な空調設備と人と資料の安全に配慮した防犯・防火・防塵設備（消防設備の種類は要検討）を備え、約3万冊の図書を収蔵できるスペースを確保する。
- ・震動を吸収し、耐久性及び強度のある床とする（図書館資料の重量を考慮し、十分な床加重をとる）。

④ 事務室等の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
事務室	職員の事務室
多目的室	応接室、職員の打合せ、ボランティア団体等の活動室
選書・装備作業室	図書資料の選書、新刊受入れ準備及び装備作業
更衣室・休憩室	職員・委託業者・活動団体等が利用
給湯室	

b. 設備等の留意点

- ・「事務室」は、貸出・返却カウンターの後ろに連結させて配置することが望ましい。
- ・「多目的室」は、可動間仕切りによって面積を調節可能なものとする。
- ・「多目的室」と「選書・装備作業室」は、震動を吸収する床を整備するものとする（階下の展示室等へ震動が伝わらないようにする）。

(5) 地域文化創造館の設計について

① 基本的な考え方

- ・ 地域文化創造館における生涯学習ニーズに対応した機会と場の提供を十分に満たすとともに、複合施設への移転に伴う新たなニーズに対応する施設、設備設計を行う。
- ・ 開かれた施設の顔となるパブリックスペースを設け、世代を超えた多様な利用者が楽しく学び、交流できる拠点施設の具現化を図る。

② 貸室の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
防音室（大）	・講演会、ミニシアター、コンサート ・音楽（歌・演奏）、演劇、ダンス等
防音室（中）	音楽（歌・演奏）、演劇、ダンス等
防音室（小） 4室	音楽（歌・演奏）、演劇等
会議室（中）	講座、会議等
会議室（小） 3室	学習会、サークル活動等
和室	茶道、舞踊、ヨガ、体操等
調理実習室	調理実習等
美術室	絵画、彫刻、書道等の制作
陶芸室	陶芸の制作
陶芸窯室	
体育館	スポーツ、レクリエーション活動、発表会等

※今後の検討及び設計において変更する可能性がある。

b. 設備等の留意点

- ・「防音室（大）」は、講演会、ミニシアター、コンサート等各種イベントに対応できるスペースと設備を設置するものとする（収納式の舞台や壁面収納式の固定椅子等）。
- ・防音室は、震動を吸収し（階下の部屋へ震動が伝わらないようにする）、耐久性及び強度のある床を整備するものとする。
- ・「会議室（小）」は、可動間仕切りによって面積を調節可能なものとする。
- ・「和室」は、茶道教室等が開催できるよう、水屋（給排水設備）を設けることを検討する。
- ・「調理実習室」は、調理以外の利用も可能にするため、固定設備は全て壁側に寄せる配置とする。
- ・「美術室」、「陶芸室」、「陶芸窯室」は、汚れが落ちやすく耐久性及び強度のある床を整備するものとする。

③ 利用者サービス諸室の設計に係る留意事項

a. 諸室の構成

諸室名	主な用途
給湯室（利用者用）	部屋を借りた利用者専用
更衣室（利用者用）	
貸しロッカ一室	・部屋を借りた利用者専用 ・材料・道具・荷物等の保管

b. 設備等の留意点

「貸しロッカ一室」は、移転に伴う利用者増に対応するため、可能な限りスペースを確保し、全体調整の中で床増を検討する。

④ 交流・展示スペースの設計に係る留意事項

a. 諸室等の構成

諸室等名	主な用途
パブリックスペース	・利用者の休憩スペース ・軽作業、ワークショップ
区民作品等展示コーナー	自主グループ等の作品等を展示

b. 設備等の留意点

- 「パブリックスペース」は、利用者の休憩や軽作業等ができる場として、オープンスペースを確保し、開かれた施設の顔として、活動の様子が伝わり気軽に立ち寄れる場となるよう工夫する。
- 「区民作品等展示コーナー」は、作品展示等ができるよう、可動式展示ケースや壁面にピクチャーレールを設置する。

⑤ 事務室等の設計に係る留意事項

a. 諸室等の構成

諸室名	主な用途
事務室	・職員の事務室 ・打合せスペース・休憩室・給湯室・更衣室含む
倉庫	展示資材（大型の展示パネル等）の保管

(6) 文化拠点施設に関する共用スペースの設計について

① 基本的な考え方

文化庁の指針等に基づき、作品・資料等の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障がなく、作品・資料等の運搬の安全性を考慮した出入口、階段、通路等を設計する。

② 文化拠点施設の共用スペースの設計に係る留意事項

a. 諸室等の構成

諸室名	主な用途
搬出入口・トラックヤード	作品・資料・図書の搬出入
荷解室	・作品・資料の開梱、梱包 ・梱包材料、作品搬送用木箱、フォークリフト等を保管する倉庫含む

b. 設備等の留意点

- ・文化庁の指針に基づき、「搬出入口・トラックヤード」は、搬出入の際に外気の影響が建物内に及ぼない構造と、作品・資料等の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造とする。また、建物内の保存環境を安定させる上から、搬出入口は、通用口と兼用しないよう設計する。トラックヤードは建物内に取り入れるように設け、大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましく、輸送車の排気ガス処理を図るために換気設備を設ける。
- ・「搬出入口・トラックヤード」は、作品・資料・図書等の搬出入を原則とし、虫菌害を防ぐため、飲食物・ごみ等の搬出入は行わない（飲食物・ごみ等の搬出入口とは区別する）。
- ・輸送車の荷台の高さと荷物を降ろす床の高さとの間に極力段差が生じないよう工夫する。また、作品・資料を運ぶためのスロープ通路や昇降機を設置し、重量のある作品等をつり上げて移動させるクレーン等の検討も行う。
- ・「荷解室」は、文化庁の指針に基づいた空調・電気（照明）・消火設備を設置する。また、梱包資材等の整理・保管及び、作品・資料等の移動時の安全を考慮し、荷解作業等を行う上で、安全かつ十分なスペースを確保する（作品・資料を開梱・梱包する場所と、材料・作品搬送用木箱・フォークリフト等を保管する場所は、パーテーション等で区切ることが望ましい）。
- ・文化庁の指針に基づき、外気の影響を避けるため、トラックヤードの入口及びトラックヤードと「荷解室」の間にそれぞれシャッターを設置する。

③ 複合施設全体の共用部の設計に係る留意事項

a. 諸室等の構成

諸室名	主な用途
搬出入用エレベーター	作品・資料・図書の運搬（職員の利用可）
通路および階段	

b. 設備等の留意点

- ・作品・資料の運搬に関わる「搬出入用エレベーター」、「通路・階段」は、文化庁の指針に基づき、資料・作品の運搬の安全性を考慮した、配置、スペース（通路幅）、設備等を備える。
- ・「搬出入用エレベーター」は、地震等への安全性を十分配慮したものとする。

（7）付帯施設等の設計について

本複合施設の付帯施設等について、構成及び設備等の留意点を以下の通り挙げる。

a. 付帯施設等の構成

施設名	主な用途
体育館	スポーツ、レクリエーション活動、発表会等
洗い場・干し場	主に民俗資料等を洗い、陰干しを行う場所
ごみ置き場	本複合施設全体で使用
駐車場・駐輪場	利用者及び職員（業務）で使用
敷地・ピロティ・屋上・バルコニー等のスペース	ワークショップや体験活動等、有効活用することを検討する

b. 設備等の留意点

- ・「体育館」は、本複合施設との連絡性を確保するための連絡通路等を設ける。
- ・「洗い場・干し場」は、屋根・壁・シャッターを設けた独立した建物とし、搬入口に隣接した場所に設置する。また、風通りのよい場所に博物館用の網戸を取り付けた窓を設け、資料を洗うための給排水設備（蛇口4、5つ）と、1坪程度の浅い水槽スペースを備える。
- ・「ごみ置き場」は、ごみの荒散等を防ぐため、鍵付きの物置（またはケース）とする。建物から離れた場所に設置し、特に搬入口とは隣接しないように配置する。
- ・「駐車場・駐輪場」は、身障者用・業務用（物品の搬出入）・大型バスでの来所を考慮したスペースを確保する。

- ・屋上やバルコニーに庭園を設ける場合は、階下へ水害や虫菌害を与えないよう、水はけや防水等の対策を講じる。